

平成 29 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 オプトホールディング
代 表 者 名 代表取締役社長 鉢 嶺 登
(コード番号 2389 東証第一部)
役 職 ・ 氏 名 取 締 役 石 橋 宜 忠
電 話 0 3 - 5 7 4 5 - 3 6 1 1

自社株価予約取引契約の締結に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 13 日開催の取締役会において、EVOLUTION Financial Group の一員である EVO FUND (以下「エボリューション」といいます。) との間で、自社株価予約取引に係る契約 (以下「本契約」といいます。) を締結することを決議いたしましたので、その背景および取引概要について下記のとおりお知らせいたします。

記

< 自社株価予約取引の概要 >

「自社株価予約取引」とは、取引当初時の当社普通株式の時価に基づいた「先渡価格」を予め設定し、将来の契約終了時点の当社普通株式の株価に基づく「終了時基準価格」と当該先渡価格との差額を現金決算する取引で、以下の効果をもたらす取引です。

- 終了時基準価格 > 先渡価格 — 当社の差金受取り (株価上昇メリット)
- 終了時基準価格 < 先渡価格 — 当社の差金支払い (株価下落リスク)

自社株価予約取引の実行に際しては、当社からの当該取引の申込みの後に、本契約に基づく取引 (以下「本取引」といいます。) のヘッジ取引としてエボリューションが株式会社電通デジタル・ホールディングスとの立会外取引 (ToSTNeT-1) により本日付で当社普通株式を取得する旨の連絡を受けております。このように当社普通株式が買付けられるという点において、自社株価予約取引は自己株式の取得に類似しておりますが、下表に示すとおり両者は異なる性質を持つ異なる取引です。

なお、本取引の履行によって、当社自らが自己株式を取得するものではありません。また、本取引のヘッジ取引としてエボリューションが取得する当社普通株式の所有権および議決権はエボリューションに帰属します。

< 自社株価予約取引と自己株式の取得との比較表 >

比較項目	自社株価予約取引	自己株式の取得
バランスシート効果	オフバランス取引	純資産の減少 借入金で実施する場合、負債の増加を伴う ROE (株主資本利益率) や EPS (一株当たり利益) といった株価指標の向上に資する
会計上の取扱い	損益取引 決算期毎に時価評価する	資本取引
純資産への影響	純資産は減少しない	純資産は減少する
資金負担	自社株価予約取引の申込金として、両当事者が予め合意する金額の金銭を、エボリューションに差し入れる (注 1)	当社普通株式を取得する分だけ資金負担が発生

	なお、取引条件が確定した際、申込差入額が本取引の対象株式数に先渡価格を乗じた金額を上回る場合には、かかる余剰金額については直ちに当社に返還される	
当社株式の取得	なし（注2） 但し、本契約の相手方であるエボリューションが、自社株価予約取引の対象株式数を上限として当社株式を買付ける	当社が、当社普通株式を買付ける
当社株式の所有権及び議決権	買付けられた当社株式の所有権はエボリューションに帰属し、議決権行使もエボリューションの裁量により判断される	買付けた自己株式の所有権は当社に帰属し、かつ議決権は行使できない
出口	現金決済	① 金庫株として保有 ② 消却 ③ 再放出

（注1）本取引が終了する場合、エボリューションは、当社から受領した申込金の全額を当社に対して返還することとなっています。

（注2） 自社株価予約取引の一環ではありませんが、当社は、ToSTNeT-3を通じた自己株式の取得並びに自己株式の消却を実施する旨を、本日付で公表しております。当該自己株式取得並びに消却に関する詳細につきましては、本日付公表の「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け並びに自己株式の消却に関するお知らせ」を併せてご覧ください。

1. 本契約採用の背景及び目的

当社は、平成19年12月20日付「株式会社電通と株式会社オプト（※現・オプトホールディング）との資本・業務提携に関するお知らせ」にて公表した株式会社電通への新株予約権の発行等により資金調達を行いました。今回の資本・業務提携の提携解消に伴い、それら株式が市場に放出されることは当社株式の需給バランスが崩れ、適正な株価形成を妨げる可能性に繋がると考えるとともに、株主還元の一環として一定の自己株式の取得並びに自己株式の消却を実施することとしました。これらから、株式会社電通デジタル・ホールディングスが保有する当社株式を自己株式で全株取得し、消却することも模索しましたが、全株を自己株式で取得した場合には株式ボリュームが大きいため、純資産の減少や、それに伴う自己資本比率の減少など、財務体質への影響等を勘案し、全株式を自己株式として取得することは得策ではないと考え、エボリューションに全株式を取得していただいた後、一定の株式をエボリューションから自己株取得することとしました。

エボリューションが継続保有する株式については、財務体質が改善した後に再び自己株式の取得および消却を見込むとともに、戦略的提携先との資本提携への活用など将来の柔軟かつ幅広い戦略の選択肢確保のため、自社株価予約取引を設定することとしました。

一方で、自社株価予約取引はオフバランス取引としてのメリットがあるものの、株価変動リスクにより当社の損益に影響を与える可能性があるため、慎重に議論を重ねた結果、本取引の対象とする株式数の上限は4,899,000株としておりますが、そのうち1,000,000株を目処として本取引の申し込みを行う予定であります。

※本件の詳細につきましては、本日公表の「本日の一連のリリースに関する補足資料」にて経緯のご説明を行っておりますので、併せてご参照ください。

2. 本契約の概要

本契約は、下記(4)に記載される対象株式数を上限に、その一部若しくは全部について、当社とエボリューションとの間で締結される自社株価予約取引です。当社は、平成29年2月13日に、本契約の申込みを行います。上記申込みに伴い、エボリューションは、対象株式数の範囲内で当社普通株式の買付けを行うことができます。但し、かかる買付けはエボリューションの裁量により行われるため、エボリューションが、必ずしも対象株式数の上限まで

買付けを行うというわけではありません。

本契約の概要は、以下のとおりです。

- | | | |
|------|------------------------|---|
| (1) | 取引実行予定日 | 平成29年2月14日 |
| (2) | 取引の種類 | 株式先渡取引（差金決済） |
| (3) | 対象株式 | 当社普通株式 |
| (4) | 対象株式数 | 上限4,899,000株（平成28年12月31日時点の当社総株主の議決権数の18.87%相当）。なお、当社が自社株価予約取引の申込みをする際には、当社が対象株式に関する金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実又は同法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実を認識していないことが前提となる。 |
| (5) | エボリューションによる対象株式の買付可能期間 | 平成29年2月13日 |
| (6) | エボリューションによる対象株式の取得方法 | 株式会社電通デジタル・ホールディングスとの立会外取引（ToSTNeT-1）により取得予定。 |
| (7) | 先渡期間 | 平成30年2月12日を満期日とする期間。但し、当社とエボリューションとは、協議のうえ、合意する条件で満期日を延長することができる。 |
| (8) | 先渡価格 | 下記(9)に記載する当初基準価格 |
| (9) | 当初基準価格 | エボリューションが本取引のヘッジ・ポジションの構築のために買付けた対象株式の買付価格の売買高加重平均値。 |
| (10) | 先渡購入者 | 当社 |
| (11) | 先渡売却者 | エボリューション |
| (12) | 決済 | 以下の状況に応じて現金決済を行う。
① 決済基準金額
下記(13)に記載する終了時基準価格から先渡価格を差引いた金額の絶対値に、対象株式数を乗じた金額
② 終了時基準価格>先渡価格の場合
終了時基準価格-先渡価格が正の値（株価上昇）であれば、当社はエボリューションから決済基準金額の90%相当額を受取る。
③ 終了時基準価格≤先渡価格の場合
終了時基準価格-先渡価格が負の値（株価下落）であれば、当社はエボリューションに対して決済基準金額の100%相当額を支払う。 |
| (13) | 終了時基準価格 | エボリューションが本取引について、終了時基準価格計算開始日から満期日又は期限前解約が決定した日（当日を含む。）までの実務上可能な限り早い期間に、本取引のヘッジ・ポジションの解消のために売付けられた対象株式の売付価格の売買高加重平均値。 |
| (14) | 終了時基準価格計算開始日 | 本取引の実行に際し、エボリューションにより通知される日付。
当該日付は、エボリューションがヘッジ・ポジションの解消のための対象株式の売付けを行うにあたり、市況等を勘案した上で最低限必要とされる期間を計算し、当該期間を確保するために設定される。
但し、エボリューションは、本取引の期限前解約の時期や対象株式の出来高の推移を鑑み、日付を変更できる。 |
| (15) | エボリューションによる対象株式の売付方法 | 下記いずれかの方法を想定している。
① 立会内取引による売却
② 立会外取引又は市場外取引による売却（ブロック取引等）
③ 事前公表型の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）への応募による売却
なお、エボリューションが本取引のヘッジ・ポジション解消のための対象株式の売付けを取引所金融商品市場の立会内取引で行う場合には、価格については金融商品取引法施行令第26条の4及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第12条“空売り規制”に、また数量については有価証券等の規制に関する内閣府令第17条第3号の規定にそれぞれ準ずる規制をそれぞれ遵守するものとし、市場株価及び出来高に配慮しながら行うものとする。 |
| (16) | 期限前解約条項 | 当社が自社株買いを行う場合及び当社が指定する投資家が対象株式の購入 |

に同意する場合は、本取引において、満期日までの期間、当社が書面による通知をすることにより、その全部又は一部を任意に期限前解約することができる。また、本取引に関し、対象株式の時価が先渡価格以上の場合であって、かつ、立会外又は市場外によるブロック取引で対象株式の購入を希望する投資家が現れた場合、エボリューションは、その裁量により、本取引の全部又は一部を本契約記載の条件にて期限前解約することができる。エボリューションは、期限前解約後速やかに、当社に対して、書面による通知をする。なお、当社が期限前解約の通知を行う際には、当社及びエボリューションが対象株式に関する金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める重要事実又は同法第 167 条第 2 項に定める公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実を認識していないことが前提となる。

- | | | |
|------|-----------------------------------|---|
| (17) | 期限前解約条項に基づく期限前解約に伴うペナルティ・コスト（損害金） | なし |
| (18) | 申込金 | 本取引について、当社はエボリューションに対して、本取引の先渡価格に対象株式数を乗じて算出される金額の申込金を差入れる。なお、取引条件が確定した際、申込金差入額が本取引の対象株式数に先渡価格を乗じた金額を上回る場合には、かかる余剰金額については直ちに当社に返還される。また、本取引が終了する場合、エボリューションは、当社から受領した申込金の全額を当社に対して返還する。 |
| (19) | 先渡価格の調整 | 対象株式について株式分割、株式併合、その他対象株式の理論価格に変動を及ぼす事象（時価による新株式発行等は含まれない）が生じた場合には、先渡価格は調整される。 |

なお、会計上の取扱いについては、ヘッジ会計を適用せず、四半期決算ごとに時価評価いたします。すなわち、決算期末における当社普通株式の時価が先渡価格を上回った場合は、「営業外収益」を計上いたします。営業外収益の計上は当社株価の上昇要因になると期待され、実際に株価が上昇した場合、更なる営業外収益の計上につながります。一方で、決算期末における当社普通株式の時価が先渡価格を下回った場合は「営業外費用」を計上いたします。営業外費用の計上は当社株価の下落要因となり、実際に株価が下落した場合、更なる営業外費用を計上するおそれがあります。

3. 自社株予約取引終了時における選択肢

当社が本取引のメリットを最大限に享受するため、本取引の出口戦略としては以下の選択肢があり、当社の経営判断、株価の変動に応じて機動的に決定することができる仕組みとなっております。

a) 満期終了

当社株式をめぐる市場環境がより改善し、株価が当社の実態を適切に反映するであろう先渡期間終了時点で、終了時基準価格によって決済する。

b) 自己株式の取得のキャッシュフロー・ヘッジ

将来、先渡期間中に当社株価が上昇し、かつ当社が自己株式の取得を決定し、その時点での株価による自己株式の取得を行った際に、本契約についても同時に期限前解約し、終了時基準価格によって決済する。

c) 新しい投資家の発掘と株主構成再編

本契約期間中において、当社が IR（インベスター・リレーションズ）活動を行い、当社の経営に賛同して下さる新しい投資家等が現れた場合、当該投資家とエボリューションが合意することを条件に、エボリューションが対象株式を当該投資家へ売却する。本契約についても、同時に期限前解約し終了時基準価格によって決済する。

d) 契約更改

本契約期間終了時点における金融・経済情勢を勘案して、エボリューションとの合意を条件に、本契約を延長する。

e) 解約

市場環境の変化等に応じて、本取引を期限前解約し、終了時基準価格によって決済する。

4. エボリューションの概要

(1) 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
(2) 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(3) 設 立 根 拠	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(4) 組 成 目 的	投資目的	
(5) 組 成 日	2006年(平成18年)12月	
(6) 出 資 の 総 額	払込資本金：1米ドル 純資産：約72.6百万米ドル	
(7) 出資者・出資比率・ 出資者の概要	払込資本金：EVO Feeder Fund 100% 純資産：自己資本 100%	
(8) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チザム	
(9) 国内代理人の概要	該当事項はありません。	
(10) 上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド の 関 係	上場会社と当該ファン ドとの関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド 代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人と の間の関係	該当事項はありません。

以上